

自然災害等にともなう研修の取り扱いについて

令和2年度京都府介護支援専門員研修の取り扱いについては、以下の基準を設けることとなりました。なお、当日の状況により対応等が変わりますので、天候の情報や交通機関の情報等とあわせて、ホームページに掲載する詳細のお知らせをご確認ください。お知らせは対象となる研修開催日の前日までには掲載いたします。

1. 研修中止の判断基準について

- ① 研修当日、午前6:00時点で「研修会場所在地」に特別警報が発表されている場合
(午前6:00以降に発表の特別警報については、状況に応じて判断します)
- ② 京都府が中止と判断した場合

2. 研修開催時の受講者自身の判断による遅刻・欠席について

次のいずれかの場合は、証明書等を提出いただくことで、研修の振替受講や補講等を配慮する場合があります。

- ① 自宅から研修会場までの経路において、公共交通機関が遅延または運休している場合
- ② 自宅から研修会場までの経路において、公共交通機関の予告運休が発表され研修後の帰宅が困難と予想される場合
- ③ 自然災害によって発生した緊急対応等により出席が困難となった場合

※ 特別警報については、気象庁のホームページをご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun.html>

※ 「研修会場所在地」の指定は、ホームページに掲載する詳細のお知らせをご確認ください。

※ 研修開始決定後に警報発表等があった場合、研修中であっても会場責任者の判断で中止とする場合があります。

※ 遅刻・欠席の連絡は、必ず研修開始時間までに「氏名」「理由」「連絡先」を記載したメールをcm28@kyotocm.jp（当日緊急連絡用）に送信してください。電話でのご連絡は、回線がふさがる恐れがありますのでご遠慮ください。

※ 研修当日やむを得ず早退をする等事情がある場合には、早めに事務局にご相談ください。

※ 研修が中止された場合も、受講者自身が欠席された場合も、受講が免除となるわけではありませんのでご注意ください。

※ 寝坊等の過失による遅刻・欠席は振替受講や補講の対象になりません。